

# 令和 8 年度 農業委員会 総会 ・

## 令和 8 年 6 月 農業委員会 定例会

### 議 事 録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 2 5 日 (木) 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 4 0

2. 開催場所 韮崎市役所 4 階 大会議室

3. 出席委員 ( 1 4 名 )

#### 農業委員

#### 農地利用最適化推進委員

|       |             |       |           |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 1 番   | 柳本 進        | 2 0 番 | 雨宮 一夫     |
| 2 番   | 仲田 孟        | 2 1 番 | 曾雌 源興     |
| 3 番   | 伊藤 光 (欠席)   | 2 2 番 | 猪股 昇 (欠席) |
| 4 番   | 横森 昌広 (欠席)  | 2 3 番 | 猪股 和宏     |
| 5 番   | 横森 武千代 (欠席) | 2 4 番 | 金丸 光太郎    |
| 6 番   | 志村 保則       | 2 5 番 | 今福 重幸     |
| 7 番   | 伴野 正明 (欠席)  | 2 6 番 | 欠員        |
| 8 番   | 比志 秀樹       | 2 7 番 | 内藤 幹雄     |
| 9 番   | 樽林 信昭       | 2 8 番 | 小澤 仁      |
| 1 0 番 | 山本 弘行       | 2 9 番 | 功刀 良人     |
| 1 1 番 | 欠員          | 3 0 番 | 中込 秀樹     |
| 1 2 番 | 鶴田 好仁       | 3 1 番 | 小野 賢治     |
| 1 3 番 | 駒井 恵二       | 3 2 番 | 井上 清      |
| 1 4 番 | 山本 昌巳       | 3 3 番 | 志村 圭一     |
| 1 5 番 | 秋山 武仁       |       |           |
| 1 6 番 | 矢崎 芳章       |       |           |
| 1 7 番 | 飯野 直人       |       |           |
| 1 8 番 | 浅川 節子       |       |           |
| 1 9 番 | 堀川 喜美雄      |       |           |

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸報告

第 3 報告第 1 号 令和 7 年度 韮崎市 農業委員会 業務報告について  
報告第 2 号 令和 7 年度 農地法 に基づく 処理業務報告について  
報告第 3 号 令和 7 年度 農業者 年金業務報告について  
議案第 1 号 農地法 第 3 条 の規定による 申請の承認について  
議案第 2 号 農地法 第 4 条 の規定による 申請の承認について  
議案第 3 号 農地法 第 5 条 の規定による 申請の承認について

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による  
農用地利用集積等促進計画案の承認について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

書 記：小野 貴史・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和 8 年度農業委員会総会及び令和 8 年 6 月農業委員会定例会を開会いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：市長あいさつ」 内藤市長、お願いいたします。

<市 長>

(市長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。内藤市長におかれましては、他の公務があるためここで退席させていただきます。

(市長退席)

<事務局長>

続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員 18 名中 14 名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第 1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第 16 条第 3 項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、12 番 鶴田 好仁 委員、13 番 駒井 恵二 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小野氏 と 志村氏 を指名いたします。  
続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

6月2日、全国農業委員会会長大会に柳本会長が出席いたしました。

6月8日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小野並びに飯野が出席いたしました。

6月24日、山梨県農業会議通常総会及び山梨県農業委員会協議会総会へ柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、続きまして、「日程第3」昨年度の活動実績の報告についてです。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、令和8年度農業委員会総会資料の1ページをご覧ください。

(報告第1号から第3号、説明)

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが12件11,790㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号４番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農のための所有権移転の申請であります。

申請番号５番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号６番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号７番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号８番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号９番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営の拡大の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号１０番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営の拡大の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号１１番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営の拡大の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号１２番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営の拡大の栽培のための所有権移転の申請であります。

#### <議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号１番                  : 柳本会長  
申請番号２番及び３番: 猪股（和）委員  
申請番号４番                  : 曾雌委員  
申請番号５番                  : 事務局（猪股（昇）委員欠席のため）  
申請番号６番及び７番: 志村（保）委員  
申請番号８番                  : 事務局（伴野委員欠席のため）  
申請番号９番                  : 樽林委員  
申請番号１０番          : 井上委員  
申請番号１１番          : 飯野委員  
申請番号１２番          : 志村（圭）委員  
（各委員より現地調査に基づく説明。）

#### <議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

#### <議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第１号、申請番号１番から１２番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案第2号につきましては、急遽、申請者より計画変更の申し出がありましたので、今回は審議見送りとさせていただきます。書類が整い次第、改めて議案に挙げさせていただきます。

<議 長>

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが2件311㎡、賃貸借権の設定に関するものが1件530㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保三百水、野立て看板設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條山影、駐車場用地造成のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田東河原、農家住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：猪股（和）委員

申請番号2番：金丸委員長

申請番号3番：浅川職務代理

（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号、申請番号1番から3番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。申請番号1番について山本 弘行 委員に関係する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(山本委員 退席)

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については3件9,578㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年5ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年5ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：4年5ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(山本委員 着席)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(「4 その他」について、事務局より説明)

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和8年度農業委員会総会及び令和8年6月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小野 貴史

○書記：志村 奈美